

# 長期優良住宅に住まわれる皆様へ



## あらためて、長期優良住宅とは・・・

一般住宅に比べ、長期間の耐久性、高い耐震性、省エネルギー性能など7つの認定基準が満たされ、住宅の構造や設備が長期間良好な状態で使用できる住宅のことを言います。

長期優良住宅には、補助金制度、所得税等の優遇、住宅ローンの優遇などが受けられるメリットがあります。それらの制度を受けるにあたり、

**「我が家は長期優良住宅としての性能を維持・保管しています。」**  
という報告を所管行政庁にしなければならない場合があります。

## 具体的にはどんな報告をするの？

お住まいの所管行政庁から

長期優良住宅の維持保全管理報告に

関する通知書が届いたら・・・

まずはアルスホームにご連絡ください☎

ご連絡先：アルスホームお客様センター

☎ **0120-20-9779** (富山本社)

☎ **076-208-7711** (金沢支店)



所管行政庁から期間を問わずランダムに通知書が届くため、届いた時のことを考えて準備しておくことが大切です。

アルスホームでは10年目までのお客様を対象に、定期点検を行っておりますので、報告に必要な書類をアルスホームで用意することができます。ご用命の際はご連絡ください。

## 10年目以降に報告に関する通知書が届いたら？

10年目以降は、お客様ご自身で点検し、書類を作成し報告していただくか、アルスホームで有償にて点検書類作成の代行をする事も可能です。ご相談ください。

また、お客様ご自身で書類を作成する場合においてご不明な点がございましたら

アルスホームお客様センター (0120-20-9779富山本社/076-208-7711金沢支店) までお気軽にご連絡ください。